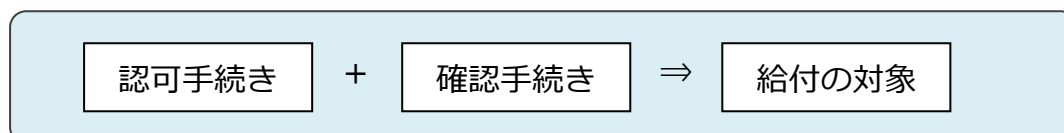


特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

1 確認手続きの趣旨

確認とは、「給付（運営費補助）の対象となる施設を確定する手続き」です。

認可を受けた（予定を含む）施設を対象に、平成 26 年 9 月に制定した「苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に定められた基準（主に運営の内容について）を満たしているかを調査します。基準を満たしていれば、給付の対象となります。



■ 利用定員について

施設の認可を受ける際に認可定員を定めますが、これとは別に、確認手続きの中で、市は施設毎の「利用定員」を定めなければなりません。

利用定員と認可定員の比較

	利用定員	認可定員
設定機会	市の確認手続きの際に設定	道の認可・認定手続きの際に設定
設定する施設	認定こども園、保育所 新制度幼稚園、地域型保育事業者	認可・認定を受ける全ての施設
目的	公定価格の算定に利用される 子ども・子育て支援事業計画での 受入枠の数値として使用する	施設の最大受入能力の意味合い が強い
設定の区分	1号、2号、3号(0歳)、3号 (1,2歳)の4区分で設定する 1号：保育が不要な3～5歳 2号：保育が必要な3～5歳 3号：保育が必要な0～2歳	施設全体の合計定員を設定する
大小の関係	利用定員 ≤ 認可定員	

利用定員を新規設定する際は、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聞かなければならない旨が子ども・子育て支援法に定められています。

各園の利用定員は、審議会での意見を踏まえ、道に協議し、確定します。

2 平成 28 年度の利用定員（案）について

	幼保連携型 認定こども園		保育所型 認定こども園		新制度幼稚園		認可保育所		合計	
	園数	利用定員	園数	利用定員	園数	利用定員	園数	利用定員	園数	利用定員
H27 年度	3	320	1	120	1	70	20	1,660	25	2,170
H28 年度	4	405	1	120	3	220	19	1,600	27	2,345
増減	1	85	0	0	2	150	△1	△60	2	175

<事由別異動内訳>

種別・施設名	年度	利用定員（案）					認可 定員	備考
		1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計		
新規								
幼保連携型認定こども園								
勇払幼稚園	H27	0	0	0	0	0	90	はまなす保育園 から移譲
	H28	25	32	0	18	75	95	
幼稚園								
苫小牧藤幼稚園	H27	0	0	0	0	0	145	
	H28	105	0	0	0	105		
苫小牧聖母幼稚園	H27	0	0	0	0	0	100	
	H28	45	0	0	0	45		
廃止								
認可保育所								
はまなす 保育園	H27	0	42	0	18	60	60	勇払幼稚園への 移譲により閉園
	H28	0	0	0	0	0	0	
変更								
幼保連携型認定こども園								
苫小牧もも花 幼稚園	H27	60	40	3	17	120	120	利用申込が少な いため
	H28	45	40	3	17	105		
かおり幼稚園	H27	70	15	3	17	105	140	利用申込が増加し ているため
	H28	75	26	6	18	125		
苫小牧中央 幼稚園	H27	50	30	3	12	95	120	保育士を確保し たため
	H28	50	30	3	17	100		

種別・施設名	年度	利用定員（案）					認可 定員	備考
		1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計		
計	H27	180	127	9	64	380	440	
	H28	345	128	12	70	555	720	
	増減	165	1	3	6	175	280	